

IV. 中小企業・小規模事業者支援策の紹介

1 栗東市の支援策

2 国・県の支援策

(ご利用にあたって)

- ・掲載内容は、令和7年5月時点の支援策の概要です。
- ・施策のご利用にあたっては、関係機関にお問い合わせください。
- ・項目、要件、申請時期などは変更される場合がありますので、ご注意ください。

Ⅳ. 中小企業・小規模事業者支援策の紹介

このガイドブックは、市内の中小企業等の方や創業を希望される方などが、本市で実施している施策等を中心に活用可能なものを容易にピックアップできるよう作成したものです。

事業活動の拡大や販路開拓などをはじめ、さまざまな場面でお役立てください。

1 栗東市の支援策

事業区分	支援事業	頁
資金面の支援・優遇措置	1 先端設備等導入計画の認定	71
	2 栗東市中小企業等信用保証料助成金交付制度	73
	3 栗東市空き店舗等活用促進事業補助金制度	74
	4 栗東市中小企業退職金・特定退職金共済制度掛金補助金交付制度	75
	5 栗東市創業支援融資利子補給金制度	75
情報・アドバイスの提供	6 りっとう経営なんでも相談会	76

2. 国・県の支援策

事業区分	支援事業	頁
融資・税制優遇	1 中小企業振興資金	77
	2 地域未来投資促進法に基づく設備投資等に対する支援措置	80
	3 「滋賀県本社機能移転促進プロジェクト」(地方拠点強化税制)	81
補助金・助成金	4 滋賀県未来投資総合補助金	82
	5 事業承継円滑化補助金	83
	6 地域社会の課題解決を目指すちいさな企業新事業応援補助金	84
	7 中小企業経営革新等応援事業補助金	85
	8 滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金	86
	9 グローバル市場魅力向上支援事業補助金	87
	10 滋賀県企業立地促進補助金	88
	11 プロフェッショナル人材の活用にかかる補助金	89
	12 中小企業等賃上げ・人材確保環境整備応援事業補助金	91
	13 産業立地戦略推進助成金	92
	14 物流事業者神座確保等支援補助金	93
経営・商品・サービス等の「認定・登録」	15 滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定	94
	16 経営革新計画の承認	95
	17 滋賀県女性活躍推進企業認証制度/滋賀県イクボス宣言企業登録制度	96
	18 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度	97
	19 中小企業経営承継円滑化法に基づく事業承継税制、金融支援および所在不明株主に関する会社法の特例	98
相 談	20 工業技術総合センター、東北部工業技術センターによる技術面での支援	99
	21 農山漁村発イノベーションサポートセンター	100
	22 台湾等におけるビジネスサポートデスクの設置	101
	23 ベトナムビジネスサポートデスクによる支援	102
	24 滋賀県産業立地サポートセンター	103

1. 栗東市の支援策

1 先端設備等導入計画の認定



栗東市が定める「導入促進基本計画」に基づき、中小企業者が「先端設備等導入計画※」を作成し、市から認定を受けることで、以下の特例措置等を受けることができます。

※中小企業者が労働生産性を向上させることを目的として導入する先端設備等を定めた計画

■支援内容

- 雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ表明
新規取得する償却資産に係る**固定資産税が3年間1/2**
- 雇用者給与等支給額を3.0%以上とする賃上げ表明
新規取得する償却資産に係る**固定資産税が5年間1/4**
- 「別枠融資」など信用保証機関による必要な資金繰りの支援
※融資・保証の審査は市の認定とは別に行うため、先端設備等導入計画の認定を取得しても融資・保証を受けられない場合があります。

■認定対象となる計画要件等

要件	内容
対象者	・中小企業等経営強化法第2条第1項に定められる中小企業者 ・栗東市内に本社又は事業所等を有する者
計画期間	3年間、4年間、5年間のいずれか
労働生産性	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること $\text{労働生産性} = (\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) / \text{労働投入量}$ 労働投入量：労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間 <u>※労働者数は計画内において減少させないこと</u>
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備で、令和9年3月31日までに取得した設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア <u>※事業用家屋、構築物は対象外です。</u>

※固定資産税の特例要件は上記と異なりますのでご注意ください（詳しくは次項参照）。

■固定資産税の特例を受ける場合

以下の一定要件を満たした場合、固定資産税の特例を受けることができます。

要件	内容
対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の中小企業者等 (大企業の子会社等を除く)
対象設備	雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明(賃上げ表明)したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された下記設備。ただし、中古資産を除く。 投資利益率=(営業利益+減価償却費(※1))の増加額(※2)／設備投資額(※3) ※1 会計上の減価償却費 ※2 設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額 ※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額 機械装置(160万円以上)、測定工具及び検査工具(30万円以上)、器具備品(30万円以上)、建物附属設備(※5)(60万円以上) ※4()内は最低取得価格 ※5 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

■申請方法

先端設備等を取得するまでに、認定申請書類を市に提出してください。

■申請書類

- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書(導入計画含む)
- ②先端設備等導入計画に関する確認書(認定経営革新等支援機関による)
- ③市民税の納税証明書(原本、発行後1カ月以内のもの)
- ④履歴事項全部証明書等(写し可、資本金の金額及び代表者・市内事業所のわかるもの)
- ⑤労働生産性計算式がわかる書類(任意様式)
- ⑥リース契約見積書(リース契約の場合のみ)

(固定資産税の特例を受ける場合、以下の書類も必要です。)

- ⑦投資計画に関する確認書(認定経営革新等支援機関による)
- ⑧従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(賃上げ表明する場合のみ)
- ⑨固定資産税軽減額計算書(リース契約の場合のみ、リース協会等の押印必要)

※各様式は中小企業庁ホームページから最新版をダウンロードしてください。

【お問い合わせ】栗東市環境経済部商工観光労政課 TEL:(077) 551-0236

2

栗東市中小企業等信用保証料助成金交付制度



下記の県制度資金において滋賀県信用保証協会に支払った信用保証料に助成割合を乗じた額を助成する制度です。

制度	資金名	助成割合
振興資金融資制度 滋賀県中小企業	①経営支援資金<小規模企業者特別枠>・<小規模企業者枠>	10分の2
	②セーフティネット資金 <新規枠>・<借換枠>・<経営力強化新規枠>・<経営力強化借換枠>	10分の2
	③緊急経済対策資金<新規枠>・<借換枠>	10分の2
	④開業資金	10分の3

■対象者

●①～④の資金について融資実行を受けた中小企業者（滋賀県中小企業振興資金融資制度要綱第2条第3号の「中小企業者等」をいう。）で市内に事業所が存在する者。

●その他、別途規定あり。

■助成期間

●令和7年4月1日から令和10年3月31日

（上記期間に、滋賀県信用保証協会の信用保証を受けた融資）

（助成申請の受付期間は原則として、融資実行した当該年度内となります）

■助成金額

●50万円を限度とします。

●助成期間中、50万円の限度額内であれば、複数回申請できます。

■助成金の返還

信用保証料の返戻を受けたときは助成金の返還を求めます。ただし、消化率に基づく信用保証料の額が、交付決定した助成金の額と繰上完済等により再計算した助成金の額との差額を超える場合は、助成金の返還を求めません（融資期間により長短あり）。

【お問い合わせ】栗東市環境経済部商工観光労政課 TEL: (077) 551-0236

3

栗東市空き店舗等活用促進事業補助金制度



市内指定区域内における空き店舗等に、新たに出店しようとしている方ならびにその店舗等の所有者の方に対して、改装・修繕費用と家賃・広告宣伝費の一部を補助します。

■対象者・要件

1. 補助対象指定区域内（詳細は HP 参照）で新たに店舗の出店を考えている中小企業者（個人・法人）
※市内で営業している店舗から区域内の空き店舗への移転により、移転元が空き店舗となる場合を除く
2. 週5日以上営業し、かつ通年営業が可能であり、1年以上継続して営業を行う見込みがある方
3. 補助金の活用を見込む新規出店者が出店を予定している店舗等の所有者
4. 対象店舗等が、3か月以上商業活動が行われていないこと
5. 本事業補助金の交付を受けたことがない方 など

■対象となる主な業種

小売業、飲食業、サービス業、教育・学習支援業、医療・福祉

※フランチャイズチェーン方式及び市長が不適当と認めるものを除く。

■補助対象経費・補助金額

※予算の範囲内での交付となります。

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
店舗改装費	新規出店者	2/10 以内	20 万円
	指定区域内における新規出店者で栗東市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業の修了者	3/10 以内	30 万円
店舗賃借料 ※来客者用駐車場を含む	新規出店者	2/10 以内	月額 5 万円 最長 12 カ月
	指定区域内における新規出店者で栗東市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業の修了者	3/10 以内	月額 8 万円 最長 12 カ月
店舗修繕費	新規出店者が入店する店舗の所有者	2/10 以内	20 万円
広告宣伝費	新規出店者	5/10 以内	5 万円

※改装費・修繕費については、市内に事業所を有する者に請け負わせることが対象となります。

※店舗賃借料については、預託金（敷金、礼金等）、仲介手数料、共益費等は対象外になります。

※補助金認定決定前の事前着工は対象外になります。

※広告宣伝費については、申請書に記載の営業開始（予定）日から3ヶ月以内に着手するもの。

※その他、補助金交付には条件があります。

【お問い合わせ】栗東市環境経済部商工観光労政課 TEL: (077) 551-0236

4

栗東市中小企業退職金・特定退職金共済制度 掛金補助金交付制度



■対象者

退職金共済契約を締結し、その掛金を納付している企業のうち、常時雇用する従業員が20人未満で、市内に事業所を有し、現に事業を営んでいる事業所。

補助内容	事業主が納付する従業員の掛金月額の20パーセントで、従業員1人当たり月額500円を限度とします。
補助の交付期間	企業が契約した日から起算して1年間とします。
補助金交付申請の仕方	毎年、1月中旬に対象事業所に対し、申請書の様式や手続きの仕方等の案内が送付されるので、それに従い手続きを進めます。

【お問い合わせ】栗東市環境経済部商工観光労政課 TEL: (077) 551-0104

5

栗東市創業支援融資利子補給金制度



株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）の新規開業向けの融資制度を利用された場合に、支払われた利子の一部を補助します。

■対象者

次の条件をすべて満たす者

- ・市内で開業を予定していること、または開業していること
- ・日本政策金融公庫への融資申し込み時点で、税務申告2期未満であること
- ・対象資金を当初の約定どおりに償還していること
- ・市区町村民税を完納していること

利子補給率・ 補給上限額	利子補給率	上 限 額	備 考
	年1.0%以内	年 15 万円	1 事業者あたり15万円を上限に、毎年1月1日から12月31日までに支払った利子に対して補給します。
	● 交付申請の総額が予算額を上回る等の場合、利子補給率の上限値より小さい値が適用されることがあります。 ● 利子補給金額は、支払った利子額の範囲内となります。		
利子補給金の対象期間	融資を受けた月から36ヶ月を限度とします。ただし、償還期限を切り上げて償還を完了した、市外移転、事業の中止・廃業などの場合は、その時点（月）までとなります。		
補給金交付申請の仕方	毎年2月下旬まで（2年目以降も同様）に申請書兼請求書及び添付書類を市に提出してください。		

【お問い合わせ】栗東市環境経済部商工観光労政課 TEL: (077) 551-0236

6 リっとう経営なんでも相談会

滋賀県よろず支援拠点（滋賀県産業支援プラザ内）、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター及び栗東市商工会と連携し、経営や創業に関する多様な相談に専門家が対応する「リっとう経営なんでも相談会」を開催しています。無料で何回でも相談可能ですのでお気軽にご利用ください。

■対象者

栗東市内で事業を営んでいる方、および創業をお考えの方

相 談 内 容	経営や創業を実施する上でのあらゆる課題
開 催 日	毎月第2水曜日（ご相談に応じて別日程での開催も可能です。） お気軽にご相談ください。 ※2025年度は2月第3水曜日、8月第1水曜日に開催
開 催 場 所	栗東市役所内会議室 〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13-33

【お問い合わせ】栗東市環境経済部商工観光労政課 TEL：(077) 551-0236



2. 国・県の支援策

融資・税制優遇

Ⅰ 中小企業振興資金

■どんなときに活用できるの…？

経営基盤の強化や事業の発展のために資金が必要なとき

■こんな支援を受けられます！

○一般的な事業資金が必要なとき

資金名	主な対象者、用途など	融資利率	融資期間	融資限度額
経営支援資金（一般枠）	汎用的な事業資金	1.70%	設備7年 運転5年	設備3,000万円 運転2,000万円
経営支援資金 （経営者保証非提供促進枠）	保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを希望している法人向けの汎用的な事業資金	1.70%	10年	8,000万円 （セーフティネット保証4号または5号の認定を受けた方は、1億6,000万円）
経営支援資金 （小規模企業者枠）	従業員20人（商業・サービス業は5人、ただしサービス業のうち宿泊業、娯楽業は20人）以下の小規模企業者向けの汎用的な事業資金	1.65%	設備7年 運転5年	1,500万円
経営支援資金 （小規模企業者特別枠）		1.45%	設備7年 運転5年	1,000万円

○1年以内の短期の事業資金が必要なとき、手形等を現金化したいとき

資金名	主な対象者、用途など	融資利率	融資期間	融資限度額
短期事業資金（通常枠）	仕入れ、代金決済等に必要の運転資金	2.40%	1年	1,500万円
短期事業資金 （手形・電子記録債権割引枠）	下請代金として受け取った手形等の割引資金（受注企業として滋賀県産業支援プラザへの登録が必要）		割引期間 150日以内	

○物価高騰等の影響による売上の減少など経営状況が厳しいとき、借換により返済負担を軽減したいとき

資金名	主な対象者、用途など	融資利率	融資期間	融資限度額
セーフティネット資金 (新規枠)	セーフティネット保証が利用できる方 ・不況業種を営み売上等が減少している方 ・取引先企業が倒産等した方 等 ※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に利用 できます(増額も可)	1.20%	設備10年 運転7年 (4号、5号認定 は10年)	1億円
セーフティネット資金 (借換枠)		1.70%	7年 (4号、5号認定 は10年)	2億2,000万円
セーフティネット資金 (経営力強化新規枠)	・金融機関や認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定等を行う方 ・セーフティネット保証5号が利用できる方 ※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に利用 できます(増額も可)	1.20%	設備7年 運転5年	経営力強化新規枠・借換枠 あわせて、2億8,000万円
セーフティネット資金 (経営力強化借換枠)		1.70%以内 (固定)	10年	
緊急経済対策資金 (新規枠)	売上、利益等が減少している方 ※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に利用 できます(増額も可)	1.45%	7年	5,000万円
緊急経済対策資金 (借換枠)		1.70%	10年	8,000万円

★県では、物価高騰等の影響を受けている中小企業者の方に利用いただける融資制度をご用意しています。詳細は、県ホームページ(「滋賀県 物価高騰 融資」で検索)をご覧ください。

○新分野への進出や多角化、海外への事業展開、事業承継、社会的課題の解決に資する分野での事業拡大、CO2 ネットゼロや DX など特定の経営課題に取り組むとき

資金名	主な対象者、用途など	融資利率	融資期間	融資限度額
政策推進資金 (事業継続・新事業促進枠)	経営革新計画等の実施や事業の多角化、海外展開等を行う方	1.45%	10年	1億円 (県等の認定を受けた計画を実施する場合は2億円)
政策推進資金 (事業承継枠)	安定的な経営権の確保により、県内において事業の継続を図る方	1.20%	10年	1億円
政策推進資金 (SDGs推進企業応援枠)	社会的課題の解決に資する産業分野の事業を行っている方で、事業を拡大する方	1.45%	設備10年 運転5年	1億円
政策推進資金 (再生支援枠)	中小企業活性化協議会等の支援により策定された経営改善計画に基づき事業を行う方	金融機関所定	10年 (特に必要と認める場合は、15年)	1億円
政策推進資金 (CO2ネットゼロ推進枠)	「ししがCO2ネットゼロムーブメント」の取組に賛同し、省エネ設備、再生可能エネルギー設備、蓄電池を導入する方	1.20%	設備10年	1,000万円 (蓄電池については、8,000万円)
政策推進資金 (がんばる企業応援枠) ※プロパー協調融資	・保証協会付融資と保証のつかない金融機関直接融資(プロパー融資)を受ける方 ・金融機関の支援を受けつつ策定した経営行動計画を実行することで経営課題解決を図る方	1.70%以内 (固定)	10年 ※プロパー融資の期間は1年以上とする	2億8,000万円 ※ 同時にプロパー融資を保証協会付融資の1割以上実行すること
政策推進資金 (DXデジタル推進枠)	デジタル技術の活用やシステムの導入等によりDXに取り組む、成長・競争力の強化を図ろうとする方	1.70%以内 (固定)	10年	3,000万円

○開業のための資金、開業後5年未満の方が事業資金を必要とするとき

資金名	主な対象者、用途など	融資利率	融資期間	融資限度額
開業資金 (創業枠、創業サポート枠、女性創業枠、北部振興枠)	新たに事業を開始しようとする方 (開業後5年未満まで利用可能)	1.20%	7年	2,500万円 (認定特定創業支援等事業の支援を受けた方は、3,000万円) (女性創業枠、北部振興枠の場合は1,000万円)

- ・融資利率の他に、別途信用保証料(年0～1.9%)が必要となります。
- ・融資利率等の条件は、令和7年(2025年)4月1日現在のものです。今後、融資利率等を変更することがあります。
- ・融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。
- ・法人の場合、一定の要件を満たし信用保証料を上乗せすることにより経営者保証が不要となる場合があります。

■申請期間等

随時

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

TEL:077-528-3732 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyau/300703.html>



2 地域未来投資促進法に基づく設備投資等に対する支援措置

■どんなときに活用できるの…？

地域の特性を活かした新しい事業展開等を行うにあたって設備投資をしようとするとき

■こんな支援を受けられます！

1 国税（法人税）の優遇措置

- ・建物・機械設備等に係る法人税の特別償却または税額控除

2 地方税の優遇措置

- ・不動産取得税の不均一課税（1/10）対象資産：土地、建物（令和7年度以降は未定）

3 金融による支援措置

- ・日本政策金融公庫からの固定金利での融資
- ・信用保証協会による債務保証 等

※詳細な条件や手続き等、詳しくは下記ホームページをご覧ください。

■申請期間等

設備投資開始前に県の承認が必要、また設備取得前に国の確認が必要

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 産業立地課 産業立地推進係

TEL:077-528-3792 E-mail:fa01@pref.shiga.lg.jp

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17890.html>



3

「滋賀県本社機能移転促進プロジェクト」(地方拠点強化税制)

■どんなときに活用できるの…?

県内への本社機能の移転・拡充に伴い、事務所・研究所・研修所の新增設、賃借等をしようとするとき

■こんな支援を受けられます!

1 国税(法人税)の優遇措置

1) 建物等の取得価額に対する税制優遇措置(オフィス減税)

2) 本社機能に従事する従業員の増加に対する税制優遇措置(雇用促進税制)

	移転型(東京 23 区からの移転)	拡充型(他地域からの移転または県内企業の拡充)
1) オフィス減税	【対象】 取得価額 3,500 万円以上 (中小企業者 1,000 万円以上) 【内容】 建物、附属設備、構築物の取得価額に対し、 特別償却 25%または税額控除 7% ※適用対象は新增設、新築の購入に限る。	【対象】 同左 【内容】 建物、附属設備、構築物の取得価額に対し、 特別償却 15%または税額控除 4% ※適用対象は新增設、新築の購入に限る。
2) 雇用促進税制	特定業務施設における雇用者増加数に応じ、 1人あたり年間最大 90 万円の税額控除 (3 年間 1 人あたり最大 170 万円)	特定業務施設における雇用者増加数に応じ、 1人あたり年間最大 30 万円の税額控除

2 地方税の優遇措置

移転型(東京 23 区からの移転)	拡充型(他地域からの移転又は県内企業の拡充)
・不動産取得税 課税免除 ・事業税 初年度 (1/2) 2 年目 (3/4) 3 年目 (7/8)	・不動産取得税(本来税率の 1/10)

※詳細な条件や手続き等、詳しくは下記ホームページをご覧ください。

■申請期間等

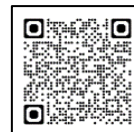
計画開始前(新增設の場合は建物の着工前、賃貸の場合は賃貸借契約締結前)かつ令和8年3月31日までに県の認定が必要

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 産業立地課 産業立地推進係

TEL:077-528-3792 E-mail:fa01@pref.shiga.lg.jp

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17924.html>



4 滋賀県未来投資総合補助金(第2弾)

■どんなときに活用できるの…?

生産性向上や新事業展開、人材育成など、未来を見据えた取組を行おうとするとき

■こんな支援を受けられます!

対象事業	補助率	補助限度額
以下の事業 ①生産性向上(高効率装置への更新による業務能率向上、DXによる生産・業務の効率化等) ②新事業展開(新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ、事業転換・業種転換・業態転換等) ③人材育成(従業員のリスクリングなど)	補助対象経費の 1/2※	1件あたり 上限100万円※ 下限15万円

※一定の賃上げ実施により、補助率2/3または補助限度額200万円への引き上げが可能

■申請期間等

令和7年4月22日～7月22日 ※予算の上限に達し次第、締め切り

■問い合わせ先

滋賀県未来投資総合補助金コールセンター

TEL:0570-001-178 E-mail:shigamiraitoshi2025@or.kntct.com

5 事業承継円滑化補助金

■どんなときに活用できるの…？

事業承継に向けた準備を行いたいとき、事業の売却を検討しているとき

■こんな支援を受けられます！

対象事業	補助率	補助限度額
①円滑な承継に向けた売上確保のための新たな商品開発・サービス導入費および生産性向上のための設備投資	補助対象経費の 2／3以内	40 万円
②M&A に係る仲介を受ける事業		

■申請期間等

令和 7 年 4 月 11 日～令和 8 年 1 月 16 日（予算終了次第、締め切り）

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 活性化推進係

TEL:077-528-3733 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyoyou/329514.html>



6 地域社会の課題解決を目指すちいさな企業新事業応援補助金

■どんなときに活用できるの…？

SDGsや MLGsの達成につながる新商品・サービスについて試作・開発や販路開拓などを行おうとするとき

■こんな支援を受けられます！

対象事業	補助率	補助限度額	
①新商品・サービスの商品化のための試作、改良、実験、品質検査、デザイン等の改善、求評（モニタリングなど） ②販路開拓のための展示会への参加、調査、広告宣伝等	補助対象経費の 2／3以内	【一般枠】 1者による申請	50万円
		【企業間連携促進枠】 2者以上による共同申請	150万円

※小規模事業者であることなどの条件があります。

■申請期間等

令和7年5月～6月頃

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 活性化推進係

TEL:077-528-3733 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyuu/315660.html>

7 中小企業経営革新等応援事業補助金

■どんなときに活用できるの…?

新商品・サービスについて試作や販路開拓などを行おうとすると、開発した新商品等の販路開拓などを行おうとすると

■こんな支援を受けられます!

対象事業	補助率		補助限度額
新商品・サービスの商品化のための試作、改良、実験、品質検査、デザイン等の改善、求評（モニタリングなど）	【一般枠】 1者による申請	補助対象経費の 1/2以内	50 万円以上 300 万円以内
	【企業間連携促進枠】 2者以上による共同申請	補助対象経費の 2/3以内	
販路開拓のための展示会への参加、調査、広告宣伝等	【パイオニア認定制度枠】 2者以上による共同申請	補助対象経費の 2/3以内	100 万円以内

※一般枠、企業間連携促進枠は、知事による「経営革新計画の承認」、「チャレンジ計画の認定」を受けていることが条件です。

※パイオニア認定制度枠は、申請者の内 1 者が知事による「滋賀県新商品等パイオニア認定」を受けており、当該認定を受けた商品・役務について他の事業者と連携し更なる改良を図ることが条件です。

■申請期間等

令和7年4月 1 日～4月 25 日正午まで

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 活性化推進係

TEL:077-528-3733 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyuu/300713.html>



8

滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金

■どんなときに活用できるの…？

新製品や新技術開発への挑戦時に研究開発資金が必要なとき

■こんな支援を受けられます！

基礎研究から実証化研究まで、研究開発に挑戦する県内中小企業の挑戦に対し、最大 2,000 万円を補助

◆補助金の区分

- ・キックオフステージ(補助額:1,000 千円以内)：研究開発案件の可能性・実現性を堅守尾する基礎的な研究への補助
- ・チャレンジステージ(補助額:20,000 千円以内)：基礎研究に基づく、新製品の試作や実用化のための必要な経費の補助

◆補助率：1/2以内(共同研究型、スタートアップ型は2/3以内)

◆補助対象経費：原材料費、設備装置・工具機器費、外注費、技術指導受入費、研究開発委託費、直接人件費・旅費、産業財産権取得・導入費、運送料、借損料、保険料、広告料

■申請期間等

令和7年4月頃～6月頃 ※募集案内時に HP や IRCS ニュースでご案内します。

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 イノベーション推進課 近未来技術・スタートアップ推進係

TEL:077-528-3794 E-mail:fd00@pref.shiga.lg.jp

9

グローバル市場魅力向上支援事業補助金

■どんなときに活用できるの…？

自社の製品・サービスの魅力を向上させ、海外販路の開拓を目指すとき

■こんな支援を受けられます！

対象事業	補助率	補助限度額
①海外向け新商品開発・ブランディング事業 ②海外市場への売り込み事業（①の事業を実施する場合に対象とします。） ③水・環境ビジネスの推進を図るために行われる、海外での実現可能性調査および実証試験またはそのいずれか。	補助対象経費の 1／2以内	①②1件あたり 上限 150 万円 ③1件あたり 上限 300 万円

※対象経費等の詳細については、下記へお問い合わせください。

■申請期間等

令和7年4月～5月頃（予定）

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 ビジネス振興・海外展開支援係

TEL:077-528-3713 E-mail:fa0002@pref.shiga.lg.jp

10 滋賀県企業立地促進補助金

■どんなときに活用できるの…?

設備投資に伴う、人材確保や通勤環境の改善を図ろうとするとき

■こんな支援を受けられます!

○対象者 設備投資・雇用の要件を満たす計画をしている、次のいずれかの事業者

①製造業 ②地域経済牽引事業の承認事業者 ③道路貨物運送業・倉庫業

補助項目	①人材確保・人材育成に関する取組	②通勤環境の改善に関する取組
取組事例	- 求人サイトに募集情報を掲載する - 企業説明会に出展する - インターンシップを実施する - 人材紹介会社を介して経験者を採用する - 従業員のスキルアップ研修会を開催する	- 通勤バスを委託運行する - 通勤バスを運行するため車両をリース契約する - 通勤環境改善に向けた調査をする - 自転車通勤を促進するため、駅周辺の駐輪場と契約する - 利用計画を立てシェアリングサイクルを導入する
対象期間	(人材確保) 操業前2年度以内 (人材育成) 操業前1年度、後2年度以内	操業後3年度以内
補助率	補助対象経費の1/2	
補助限度額 (単年度)	3,000千円	3,000千円
	①～②の計で5,000千円	

※2以上の事業者が共同で補助対象事業を実施される場合は、補助限度額が増額します。

■申請期間等

全体計画シートの受付…随時(設備投資着手前に県の確認が必要)

交付申請書/補助事業計画書の受付…令和7年度の募集については、ホームページにてお知らせします。

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 産業立地課 産業立地推進係

TEL:077-528-3792 E-mail:fa01@pref.shiga.lg.jp

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/324600.html>



■どんなときに活用できるの…？

県内中小企業等が経営課題の解決や企業内リスクリングを推進するために、雇用や副業・兼業により県外のプロフェッショナル人材を活用するとき

■こんな支援を受けられます！

【1】滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、県外に就業しているプロフェッショナル人材を県内の事業所で雇用した際に生じる、成約手数料を補助します。

○補助対象経費

・成約手数料（企業が人材紹介会社へ支払う人材の紹介（仲介）手数料）

○補助率：1/3

○補助上限額：50 万円

【2】初めて滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業プロフェッショナル人材を活用する場合に限り、成約手数料、移動費（交通費・宿泊費）、報酬を補助します。

○補助対象経費

成約手数料 人材事業者へ払う成約手数料

交通費 本事業の所在場所に訪れて業務に従事するための交通費

※1 回の往復移動に伴う交通費の実費負担が1 万円以上の場合のみ対象

宿泊費 宿泊にかかる費用

報酬 副業・兼業人材に支払う報酬

○補助率：4/5

○補助限度額：50 万円

【3】滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業プロフェッショナル人材を活用する場合に、成約手数料、移動費（交通費・宿泊費）を補助します。

○補助対象経費

成約手数料 人材事業者へ払う成約手数料

交通費 本事業の所在場所に訪れて業務に従事するための交通費

※1 回の往復移動に伴う交通費の実費負担が1 万円以上の場合のみ対象

宿泊費 宿泊にかかる費用

○補助率：（成約手数料）1/3

（移動費）1/2 または 3/4 （デジタル人材を活用する際の補助率は 3/4）

○補助限度額：（成約手数料）6万6千円 （移動費）50 万円

■申請期間等

令和7年5月頃～令和8年3月上旬を予定（期間中であっても予算の上限に達した時点で募集を終了します）

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 産業ひとつくり推進室

TEL:077-528-3767 E-mail:fe0004@pref.shiga.lg.jp

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/325617.html>



12 中小企業等賃上げ・人材確保環境整備応援事業補助金

■どんなときに活用できるの…?

計画的な賃上げ・人材確保に向けた就業規則の見直しを実施するとき

■こんな支援を受けられます!

対象事業	対象経費	補助率	補助限度額
計画的な賃上げ・人材確保 に向けた就業規則の見直し	社会保険労務士等が行う就業規則 等の見直しおよびこれに係る調査に 要する経費	補助対象経費の 2/3 以内	10 万円以内

※業種の異なる事業所を有する場合、1企業当たり最大2件とします。

※「賃上げ・人材確保に向けた行動計画の作成(事業計画)」、「改正後の就業規則等の従業員への周知」、「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録」の補助要件があります。

※詳細については、ホームページをご確認ください。

■申請期間等

令和7年4～5月頃 申請受付開始(予定) ※詳しくは下記県ホームページをご確認ください。

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 労政福祉係

TEL:077-528-3697 E-mail:fe0001@pref.shiga.lg.jp

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/336290.html>



13 産業立地戦略推進助成金

■どんなときに活用できるの…？

滋賀県が重点的に立地を推進する産業分野の企業が設備投資を行うとき

■こんな支援を受けられます！

支援対象	助成率	助成限度額
産業立地戦略に基づく重点分野における企業の新規 設 30 億円以上の設備投資	5%以内	最大 10 億円

※北部地域または研究開発拠点を備えた工場・研究開発拠点は助成率 10%以内

※別途、交付要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

■申請期間等

下記問い合わせ先までご連絡ください

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 産業立地課 産業立地推進係

TEL:077-528-3792 E-mail:fa01@pref.shiga.lg.jp

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/337611.html>



14 物流事業者人材確保支援補助金

■どんなときに活用できるの…？

物流事業者が人材確保を図ろうとするとき

■こんな支援を受けられます！

○対象事業者

- ①申請時点で県内に本社または営業所を有するトラック事業者（一般貨物自動車運送事業者（いわゆる霊柩事業のみを営む者を除く。）または特定貨物自動車運送事業者）
- ②県内に本社または営業所を置く中小企業、もしくは住所地を有する個人事業主
※大企業および、みなし大企業は除く。

○補助対象事業・補助率

補助対象事業		補助率等
人材確保	・就職情報サイト、求人情報誌等への求人情報掲載（滋賀県内に本社等を置く事業者のトラックドライバー求人情報に限る。）	補助対象経費の 2分の1 補助上限額：50 万円 補助下限額：10 万円

※申請手続き等、詳細はお問い合わせください。

■申請期間等

下記問い合わせ先までご連絡ください

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 産業立地課 産業用地開発係

TEL:077-528-3781 E-mail:sangyouyouchi@pref.shiga.lg.jp

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/337326.html>



15 滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定

■どんなときに活用できるの…？

新製品・新技術の研究開発やその成果の事業化のための事業計画について認定を受けたいとき

■こんな支援を受けられます！

○新製品・新技術の研究開発やその事業化への取組を記載された「チャレンジ計画」の認定を受けると、次のような支援策があります。

主な支援策	①滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金〔研究開発、実証試験〕
	②滋賀県市場化ステージ支援事業補助金〔販路開拓〕
	③滋賀県の政策推進資金（新事業促進枠）〔制度融資〕

■申請期間等

通年 ※審査会の開催時期等につきましては、下記問い合わせ先までご連絡ください。

■問い合わせ先

商工観光労働部 イノベーション推進課 近未来技術・スタートアップ推進係

TEL:077-528-3794 E-mail:fd0002@pref.shiga.lg.jp

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/302987.html>



16 経営革新計画の承認

■どんなときに活用できるの…？

新商品の開発や生産・新サービスの開発や提供等の事業計画について承認を受けたいとき

■こんな支援を受けられます！

○新しい商品の開発やその生産等の方式の計画について、「経営革新計画」の承認を受けると、次のような支援策があります。

主な支援策	①信用保証の特例
	②政府系金融機関による低利融資制度
	③滋賀県の政策推進資金（事業継続・新事業促進枠）

など

※計画の承認は、支援措置を保証するものではありません。別途、実施機関の審査があります。

詳細は中小企業庁ホームページ「経営革新」で検索

■申請期間等

随時募集中 ※詳しくは県ホームページをご確認ください。

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 活性化推進係

TEL:077-528-3733 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyoku/316732.html>



17

滋賀県女性活躍推進企業認証制度/滋賀県イクボス宣言企業登録制度

■どんなときに活用できるの…？

自社の女性活躍推進の取組やイクボス推進の取組をPRしたいとき

■こんな支援を受けられます！

- 県ホームページでの公表等によるPR(認証制度・イクボス宣言)
 - 滋賀県の建設工事入札参加資格審査における加点(認証制度)
 - 滋賀県が行う公共調達での優遇(認証制度)
 - 商工中金「SHIGA 女性元気ローン」による優遇利率での融資(認証制度) など
- ※ローンの利用には審査があります。

■申請期間等

随時

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 女性活躍推進課 活躍推進係

TEL:077-528-3772 E-mail : katsuyaku@pref.shiga.lg.jp

滋賀県女性活躍推進企業認証制度

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/danjyosankaku/11618.html>



滋賀県イクボス宣言企業登録制度:

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/300160.html>



18 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度

■どんなときに活用できるの…？

自社のワーク・ライフ・バランスの取組を PR したいとき

■こんな支援を受けられます！

登録の要件	次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ていること
登録の効果	①県ホームページでの公表等による PR
	②滋賀県の建設工事入札参加資格審査における加点
	③滋賀県の実施するプロポーザル審査における加点

■申請期間等

随時

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 労政福祉係

TEL:077-528-375 | E-mail:fe0001@pref.shiga.lg.jp

中小企業経営承継円滑化法に基づく事業承継税制、金融支援 および所在不明株主に関する会社法の特例

■どんなときに活用できるの…？

事業承継に伴う贈与税および相続税の猶予や資金調達、所在不明株主からの株式買取り等を考えているとき

■こんな支援を受けられます！

○事業承継税制

後継者が非上場会社の株式や事業用資産等を贈与または相続により取得した場合において、贈与税・相続税の納税が猶予される制度です。

なお、特例措置における特例承継計画は令和8年3月31日まで提出可能です。

○金融支援

経営者の死亡・退任および第三者による承継に伴い必要となる資金の調達を支援する制度です。

主な支援策	①信用保証協会の保証
	②日本政策金融公庫の特別支援
	③滋賀県の政策推進資金（事業承継枠）[制度融資]

※各種認定は支援措置を保証するものではありません。別途、実施機関の審査があります。

○所在不明株主に関する会社法の特例

認定後一定の手続き(※)を経ることで、所在不明株主からの株式買取り等に要する手続き期間を「5年」から「1年」に短縮できる制度です。

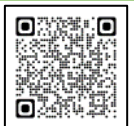
※異議申述手続および裁判所の許可が必要となります。

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

TEL:077-528-3732 E-mail:fb00@pref.shiga.lg.jp

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyoushugi/16948.html>



20 工業技術総合センター、東北部工業技術センターによる技術面での支援

■どんなときに活用できるの…？

技術的な問題や課題について相談したいとき

■こんな支援を受けられます！

技 術 相 談	職員による技術支援（品質管理、製品開発など）、外部専門家の紹介等
試 験 機 器 利 用	センター保有の試験分析機器の利用
研 究 開 発 支 援	共同研究やプロジェクト研究による開発支援
人材育成・技術講習	専門家による技術講習会等の実施
依 頼 試 験 分 析	依頼により各種試験分析を実施
技 術 情 報 の 提 供	情報誌やメールマガジンにより最新情報を提供

■申請期間等

通年

■問い合わせ先

滋賀県工業技術総合センター（栗東） TEL:077-558-1500

滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場 TEL:0748-83-8700

HP:<https://www.shiga-irc.go.jp/contact>



滋賀県東北部工業技術センター長浜庁舎 TEL:0749-62-1492

滋賀県東北部工業技術センター彦根庁舎 TEL:0749-22-2325

HP:<https://www.hik.shiga-irc.go.jp/access/inquiry/>



21 農山漁村発イノベーションサポートセンター

■どんなときに活用できるの…？

6次産業化に取り組みたい、地域資源を活用した商品開発を行いたいとき

■こんな支援を受けられます！

地域資源を活用した付加価値の創出による経営改善に取り組む農業者や事業者等に対する相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、必要に応じて専門家派遣を行います。

詳しくは下記 HP をご覧ください。

■申請期間等

5月中旬頃～（予算の範囲内での派遣）

■問い合わせ先

滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 地消地産係

TEL:077-528-3891 E-mail:gc00@pref.shiga.lg.jp

HP:<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/318263.html>



22

台湾等におけるビジネスサポートデスクの設置

■どんなときに活用できるの…？

台湾等でビジネス展開等を検討したいとき

■こんな支援を受けられます！

- 現地調査の実施
- 台湾企業との面談機会の調整、通訳等の業務
- 台湾事情等の情報提供
- 台湾における滋賀県企業等の情報の発信
- 企業・団体等の紹介とマッチング機会の提供

※関西広域連合構成員が設置するタイ（バンコク）、ベトナム（ハノイ、ホーチミン）、ミャンマー（ヤンゴン）、インド（チェンナイ）、インドネシア（ジャカルタ）のサポートデスクもご利用いただけます。

※案件に応じて有料対応となります。

■申請期間等

令和7年4月頃～令和8年3月頃 ※詳しくは下記のホームページをご確認ください。

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 ビジネス振興・海外展開支援係

TEL:077-528-3713 E-mail:fa0002@pref.shiga.lg.jp

HP:<https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/sanshin/omonatorikumi/hukenshirenkei/9392.html>

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/mizukankyobusiness/106721.html>



23 ベトナムビジネスサポートデスクによる支援

■どんなときに活用できるの…？

ベトナムでビジネス展開等を検討したいとき

■こんな支援を受けられます！

- 取引先候補のリストアップ
- 現地アレンジやアテンド等の出張支援
- 貿易投資相談や市場動向、現地での困りごと等の問い合わせに対応
- 経済・社会動向に関するレポートの作成・公開
- 市場動向の提供

※案件に応じて有料対応

■申請期間等

令和7年6月～令和8年3月頃（予定）

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 ビジネス振興・海外展開支援係

TEL:077-528-3713 E-mail:fa0002@pref.shiga.lg.jp

24 滋賀県産業立地サポートセンター

■どんなときに活用できるの…？

新規立地や増設に伴う設備投資について相談したいとき

■こんな支援を受けられます！

○設備投資に関する支援制度の案内

○事業用地の情報提供 等

■申請期間等

随時

■問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 産業立地課 産業立地推進係

TEL:077-528-3792 E-mail:fa01@pref.shiga.lg.jp